

平成23年（2011年）第2回市議会定例会本会議（6月24日）

都市整備常任委員長報告（議案）

ただいま議題となっております議案のうち、都市整備常任委員会に付託されました議案第55号及び第56号の以上2件につきまして、委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会は、6月10日、会議を開き、案の説明を聴取して質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、議案第55号 訴えの提起については、本訴訟に関する経過及びこれまでかかった弁護士費用の総額、強制執行を行ったにもかかわらず再び不法占有を行う相手方への毅然たる対応の必要性、強制執行等の制度改正に係る国への働きかけについてであります。

次いで討論はなく、採決の結果、議案第55号及び第56号の以上2件は、いずれも全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

なお、議案第55号 訴えの提起については、強制執行を行ったにもかかわらず、その後も訴訟相手方が不法占有を続けるなど、このまま民事訴訟を行うだけでは、市民の税金を無駄にすることにもな

りかねないとの意見があり、委員間討議を行った結果、次のとおり本委員会の希望意見を述べることにした。

本訴訟の相手方は、最高裁判所の上告棄却による判決の確定、さらに、強制執行による不法占有物の撤去にもかかわらず、再び占有物を置き土地の不法占有を行うなど、司法の判断さえも無視する態度を続けている。

よって、市は、この相手方に対して、刑事告発を含む、毅然とした対応を取るよう関係機関と調整を進めるとともに、市長自らが先頭に立って、本件の早期解決を図るよう、強く要望する。

以上で報告を終わります。